

18	R3. 3. 18	R3. 5. 17	<p>1 ○ビル（○ビル）東京都江戸川区○-○-○に係る防火対象物使用開始届書</p> <p>2 ○ビル（○ビル）東京都江戸川区○-○-○に係る防火対象物使用開始届書</p>	32	●														<p>(2号) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあるため</p> <p>(4号) 公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあるため</p>	東京消防庁予防部予防課
19	R3. 4. 7	R3. 5. 17	八王子市で発生した火災現場における殉職事故に関する安全対策等検討結果報告書	166	●														<p>(2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>(4号) 公にすることにより、消防活動の手法、技術、体制等が明らかにされ、その結果これらの活動が阻害され、もしくは適正に行われなくなり、又はその可能性があるため</p> <p>(6号) 公にすることにより、都民等からの消防活動に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の消防活動の遂行に著しい支障を来すおそれがあるため</p>	東京消防庁人事部職員課
20	R3. 3. 18	R3. 5. 18	令和元年10月13日、福島県に緊急消防援助隊として派遣された航空隊が要救助者を死亡させた事故に関し、職員の懲戒処分を決定した起案文書及び死亡事故に関する報告書	136	●														<p>(2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため また、特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるため</p> <p>(6号) 職員の処分について判断する上で考慮の対象となる情報が記載されており、公にすることにより、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	東京消防庁人事部人事課

27	R3. 3. 29	R3. 5. 21	火災調査書類（令和2年9月7日2志赤（調）第2号）のうち、火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）、出火原因判定書（様式第16号及び様式第26号）、現場見分調書（様式第18号及び様式第26号）、鑑識見分調書（様式第18号及び様式第26号）、現場質問調書（様式第19号及び様式第26号）、現場質問調書（様式第19号）、建物以外の損害調査書（様式第24号）、火災損害状況調書（様式第7号）	42	●															（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課	
28	R3. 5. 13	R3. 5. 24	別記1の対象物に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書のうち最新の非常電源（自家発電設備）の点検票と運転性能の維持に係る予防的な保全策の報告文書 別記2の対象物に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書のうち運転性能の維持に係る予防的な保全策の報告文書	6	●																東京消防庁予防部査察課	
29	R3. 5. 13	R3. 5. 24	別記1の対象物に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書のうち最新の非常電源（自家発電設備）の点検票と運転性能の維持に係る予防的な保全策の報告文書 別記2の対象物に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書のうち運転性能の維持に係る予防的な保全策の報告文書																		（不存在）当該公文書は、届出の事実がなく、存在しない。	東京消防庁予防部査察課

